

- 当院ではマイナンバーカードでの受診を強要しません。
- マイナンバーカードなしでも、12月2日以降も受診できます。

- ✓ マイナンバーカードの取得は法律で任意と定められています。
- ✓ マイナンバーカードへの保険証利用登録も個人の自由です。
- ✓ 保険証は有効期限まで最大1年間は使えます。マイナンバーカードがない方は、他の方法(資格確認書など)でも医療保険での受診が可能です。

院長